

第641号

平成28年2月24日

公 告

長瀬産業健康保険組合

理事長 山内 孝典



規約の一部変更について

傷病手当金付加金に係る規約の一部変更について、平成28年2月24日付で近畿厚生局長より認可がありましたので、ここに公告します。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

・傷病手当金付加金規約について

新旧条文対照表

新	旧
第58条（傷病手当金付加金）	
第1項 被保険者が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいすれか少ない額の100分の85に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 (1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額 (2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日ににおける全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額	第1項
第2項 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。 (1) 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項若しくは第5項のいすれかに該当する場合 支給があつたものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいすれか多い額を控除して得た額。 ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。 ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額 イ. 報酬の額 ウ. 障害厚生年金の額 エ. 老齢退職年金の額	第2項 法第108条第1項から第4項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があつたものとみなす。 なお、この場合における支給額は、次の各号に掲げる額とする。 (1) 報酬の全部又は一部を受けることができるときは、報酬を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から受けることのできる報酬の額を控除して得た額 (2) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金の支給を受けなければ受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から法第108条第2項の規定により算定された当該障害厚生年金の額を控除して得た額（当該受給者が同時に第1号に該当する場合であって当該控除して得た額が第1号の額を超えるときは、第1号の額）
(2) 法第108条第4項に該当する場合	(3)
傷病手当金付加金の全額。 ただし、第1号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。	同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害手当金の支給を受けることができるときは、傷病手当金付加金の全額
第1号へ統合	(4) 法第108条第4項の規定に該当する者が、法第108条第4項の老齢退職年金給付の支給を受けることできた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から法第108条第4項の規定により算定された老齢退職年金給付の額を控除して得た額

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、施行日前の労務に服することができない期間に係る傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

(傷病手当金付加金)

第58条 被保険者が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の85に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

(1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

(2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

2 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。なお、この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。

(1) 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項若しくは第5項のいずれかに該当する場合

支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

エ. 老齢退職年金の額

(2) 法第108条第4項に該当する場合

傷病手当金付加金の全額。

ただし、第1号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。

3 第1項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときには、その端数は切り捨てる。